第二種貯蔵所設置届書について

１　容積300ｍ3以上の高圧ガスを貯蔵する場合には、あらかじめ都道府県知事に届け出る必要があります。

容積300ｍ3（３ｔ）以上の高圧ガスを貯蔵するためには、第二種貯蔵所を設置する必要があり、この場合には、設置の日（高圧ガスの貯蔵を開始する日ではない）の１４日前までに、鳥取県知事に届け出なければなりません。

但し、高圧ガス保安法第１６条第１項に基づき高圧ガスを貯蔵する場合には、別途、鳥取県知事の許可を要する場合があります。詳細は、担当者にお尋ねください。

２　手続きに必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類 | 部数 | 備考 |
| 第二種貯蔵所設置届書（様式第９） | 1 | 控えが必要な時は、副本とともに２部提出すること。 |
| 貯蔵明細書 | 1 | 下記の項目について具体的に記載してください。   1. 貯蔵の目的 2. 法第18条第2項に定める経済産業省令で定める技術上の基準を満たすこと |
| 事業所全体平面図 | 1 |  |
| フローシート又は配管図 | 1 |  |
| 高圧ガス貯蔵施設配置図 | 1 |  |
| 機器等一覧表 | 1 |  |
| 貯蔵能力計算書 | 1 |  |
| 貯蔵設備等の強度計算書 | 1 | 特定設備若しくは指定設備又は大臣認定品を使用している場合は不要 |
| 耐震設計構造物に係る計算書 | 1 |  |
| 高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面 | 1 |  |
| 貯蔵設備の使用の経歴及び保管状態の記録 | 1 | 移設等された貯蔵設備を用いて高圧ガスを貯蔵する場合に限る。 |

３　手数料

　　不要

４　届出の方法

届出に必要な書類を、次の申請先に郵送し、又は持参してください。

|  |
| --- |
| 鳥取県危機管理局消防防災課  〒６８０－８５７０  　鳥取市東町一丁目２７１番地  　電話　０８５７－２６－７０６３ |

様式第９（一般則第２５条）（液石則第２６条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 第二種貯蔵所設置届書 | 一般  液石 | ×整理番号 |  |
| ×受理年月日 | 年 月 日 |
| 名称 |  | | |
| 事務所（本社）所在地 | 〒 | | |
| 貯蔵所所在地 | 〒 | | |
| 貯蔵する高圧ガスの種類 |  | | |

年 月 日

代表者 氏名

鳥取県知事 様

備考 １ この用紙の大きさは、日本産業規格A４とすること。

２ ×印の項は記載しないこと。